

下北沢を守るための訴訟  
いよいよ始まりました

原田学（北沢一丁目在住）  
「まもれシモキタ！行政訴訟」

原告代表

私は計画道路、補助5  
4号線に予定された土地  
に居住する地権者であり  
連なる街であり、なによ  
りも賑わいのある楽しい  
街です。

連なる街であり、なによりも賑わいのある楽しい街です。

としています。環七と同じ規模の、最大幅26メートルもの道路が下北沢につくられようとしているのです。

下北沢の住民や、シモキタを愛する人々は、早くから、反対の声を挙げてきました。

会に一度も案内を受ける事もなく、まったくかやの外に置かれた状態で今日に至っております。私は30年以上下北沢に住み下北沢の街に強い愛着

---

の発信地であると同時に、長い時間をかけてつくられた街並みや、伝統を伝える神社仏閣が今も残る貴重な地域でもあります。さらに、下北沢は、都内

私たちは、下北沢の街を分断し、破壊する、この道路の事業認可処分を差止めを求め、去る9月7日、東京地方裁判所に裁

音楽家の坂本龍一さん  
経済学者の宇沢弘文さん  
をはじめとする、多くの  
芸能関係の方や有識者が、  
下北沢の街が壊れること  
に反対しています。

を持っておりまゝ。その街を切り裂く54号線には強く反対します。

「シモキタ」という愛称

で親しまれている下北沢は、歩いて楽しめる街であり、いろいろな店舗の

さまざまな顔を持ち、

奥行を持つこの街が、いま愚かな都市計画道路事業によって破壊されよう

しようとしています。

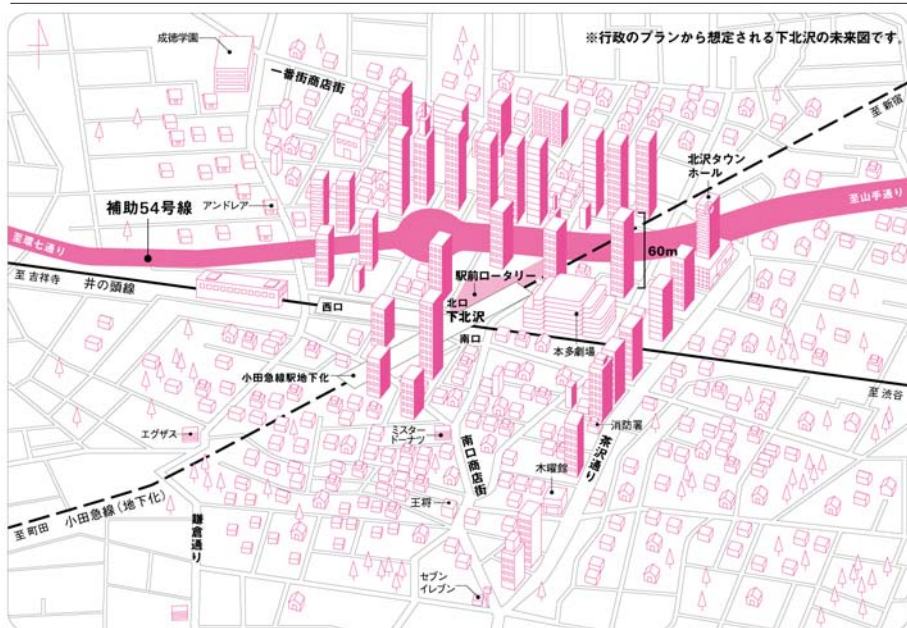
行政のねらいは、道路建設をきっかけとして、下北沢地域全体を再開発

することにあります。

下北沢を渋谷や新宿のようにつくりかえ、一時のバブルによって、街を一変させようとしているのです。

私たちは、下北沢とい  
私たちが共有の財産のシ  
キタらしい発展を願つ  
やみません。  
また、私たちは、この

訴訟において、現在の日本の都市計画の問題点をあぶり出し、21世紀の都市のあり方や、守るべき生活や文化についても問いかけたいと思います。



街を分断する補助54号線と、駅前バスロータリー、そして高層ビルの誘導という3つの計画をセットにした再開発事業です。

まもれシモキタ！  
行政訴訟の会

〒155-0031  
世田谷区北沢 2-9-19  
植松第一ビル 201  
コモン法律事務所内

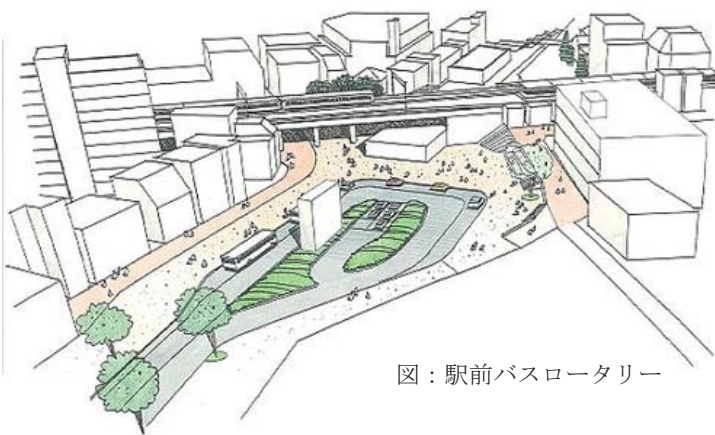
TEL: 03-5452-2015  
FAX: 03-5452-2016  
URL:  
www.shimokita-  
action.net

## 目次

- 1 代表よりご挨拶
- 2 下北沢でいま起きていること
- 2 説明会のお知らせ
- 3 インタビュー  
私にとっての  
下北沢
- 4 ピックアップ・  
ニュース

# 下北沢でいま起きていること

## 60年前の都市計画道路が、なぜいま？



図：駅前バスロータリー

## 歩ける街下北沢が、ビルと車の街に・・・

現在、下北沢では、大規模な再開発事業が動き出そうとしています。まず、駅の北口の中心を分断してしまう幅26メートル（環七と同じ幅）の補助54号線。そして、駅前には巨大なバスロータリー。さらに高さ最大60メートルまでのビルを建てられるように

誘導する「地区計画」。この3つの計画をセツトにして、下北沢を「ミニ渋谷」のような街にしようというのが行政の計画です。

行政は最近になって道路が必要なのは、「防災のため」ということを盛んに言うようになりました。しかし何人もの都市計画や交通工

学の専門家らが主張しているように、道路をつくることは必ずしも防災にとつて効果的ではありません。またこの道路が計画されている地域は、そもそも東京の防災危険地域からも外れています。行政が行おうとしているのは、防災を言い訳にした、無駄な公共事業に街壊しでしかありません。

ある試算によれば、補助54号線の工事費用（第一期工区のみ）は、下北沢周辺住民の人口で割った場合、一人当たり約100万円にもなるといわれています。

また、「セイブ・ザ・下北沢」や「下北沢フォーラム」などの市民グループが大規模開発に換わる「代替案」を提案していますが、行政はそれを検討することなく事業着手に向けて突き進んでいます。

## 説明会を開催します ぜひお集まりください

先日10月18日（水）、東京都により「補助54号線第1期工事区間」の事業認可が下されてしまいました。

また同日、世田谷区の都市計画審議会が開催され、区の職員による計画への賛成誘導があったという不正事実が明らかとなり、議決への反対意見が出たにもかかわらず、最後は「地区計画（案）」は強行採決されてしまいました。

この事態を受けて、わたしたちの訴訟の重要性が今後ますます大きくなっていくものと思われます。今回、新たな原告の募集をさせていただくことにしました。みなさまのご参加をお待ちしています。

### ■「まもれシモキタ！行政訴訟」説明会

第一回口頭弁論に向け

て、本訴訟の意義や今後の見通しをあらためて確認する会を催します。

また、新たな原告も募りたいと考えております。どうぞ周辺の住民の方、商業者の方、ご友人にもお声をおかけいただき、お集まりください。

### シモキタ訴訟説明会

#### ●日時

11月11日（土）  
18：00～

#### ●場所

北沢タウンホール3階  
第3集会室

#### ●お問い合わせ

03-5452-2015  
（コモン法律事務所）

どなた様でもご参加いただけます。お気軽にお越し下さい。

再開発計画についてまだよくご存知ない方には、詳細な資料を用意してご説明いたします。

口頭弁論終了後、弁護士会館で報告集会を予定しています。

※当日は傍聴券が配付される予定です。傍聴希望の方は9時30分までに裁判所玄関前にお集り下さい。

| 日時 | 11月20日（月）           |
|----|---------------------|
| 午前 | 10時30分～             |
| 場所 | 東京地裁103号<br>法廷（大法廷） |

第1回口頭弁論の詳細をお知らせします。どなたでも傍聴可。原告は優先的に入れます。

### ■「第一回口頭弁論」のお知らせ



## インタビュー

## 「私にとっての下北沢」

「ままれシモキタ！行政訴訟」にはいろいろな人が原告として参加しています。このコーナーでは、毎回一人ずつ、原告メンバーをご紹介します。

## 永井一郎さん（声優）

——なぜ原告になられたのですか？

3年ほど前に、下北沢に引っ越してきました。この道路問題を知ったのは最近。この街が好きで越してきたのに、そうじゃない街になりそうで……。だから原告になりました。

——下北沢にいらっしゃる前も、東京で何度か引っ越しをされたとのことですが。

大阪から東京に来て、はじめは中野に住んでたんですが、しばらくして、池袋のあたりに住み始めましてね。当時の池袋にはあちこちに小さな劇場ができて、何かおもしろ

いことが起こっているという空気がありました。芸術をやっている者も大勢いて。若い人が、本当にたくさん集まってきましたね。何かを探しにきていた。文化があっただけです。

——今とはだいぶ違った街だったんですね。

ちょうど同じ頃、六本木に「俳優座」がありましてね。そこにも若者が集まってきた。この「俳優座」、青山一丁目の「劇団民芸」、信濃町の「文学座」は一本の都電で結ばれていて、文化を発信していました。どの街も、今はずいぶ

ん変わりました。大きなビルが出来たんです。開発されると、若者がその街に集まるということがなくなつて、ただ通過するだけの街になっちゃう。人が集まらなくなると、文化が生まれる街も、ただ文化を消費するだけの街になってしまう。

——「若者の街」というと、「地元の住民」と相容れないように受け取られることもあると思うのですが。

そんなことはないです。若者も、地元がいいから来てる。ずっと住んでいる人も、そうやって来る人を拒まない。だからまた人がやってくる。そう

だと思っていますよ。人は、活気のある場所に自然に集まってくるでしょ。柴又や、巢鴨にしてもそう。人が集まる場所には何かある。そういう場所は、開発なんかで変にさわつちやダメ。「なくしちゃいけない街」というのはあると思います。

——シモキタ訴訟の原告

になられる前に、永井さんは、声優の「声の使用料」にたいする支払いを求めた裁判の原告団の一人になられたことがあり、2004年に勝訴されたと聞いています。

た、街は壊れて、一部の人だけに金が入る。「街に人が集まってくなくなつた。でも自分たちの収入は増えた。何が悪い？」というのが計画賛成派の言い方でしょう。けれど、それは違います。私たちは「人が住む」という常識の中で戦いましょう。それが勝ちにつながると思います。

（聞き手 小林みのり）

## 永井一郎（ナガイ イチロウ）



1931年生まれ、大阪府出身。『サザエさん』の波平さんの声でおなじみの声優界の重鎮。『機動戦士ガンダム』『うる星やつら』『YAWARA!』など数々のアニメで味のある役を演じる。TV番組でナレーションを務めることも多い。

あるベテラン俳優が「洋画の吹き替え、アニメのアフレコなどは、自分の間尺で演技出来ない、芝居とは呼べない代物」と主張したことに対し、逆に声優の仕事に真剣に考えはじめた。1988年にはオール

讀物で「磯野波平ただいま年収164万円」と題した記事でアニメ出演料の安さを訴えている。その後、声優360人を代表して野沢雅子、内海賢二らと共にアニメがビデオ、DVD化された際に音声制作会社に声の使用料の支払いを求める訴訟を起こし2004年に勝訴している。

40歳を過ぎてはじめてスキーや、60歳になってはじめて油絵など趣味多数。著書に『バカモン！波平、ニッポンを叱る』（新潮社、2002）、『永井一郎の朗読のヒント』（路臺書房、1999）がある。



## 再開発にGOサインで 「シモキタ」騒乱

前代未聞の訴状がある。その目次には「はじめに」と記され、さながら郷土史家の本のようにシモキタの歴史が描かれる。シモキタを愛する人々として、坂本龍一やピアニストのフジ子・ヘミング、ドイツの映画監督、ヴィム・ヴェンダースまで登場する。

「裁判官もなんじやこりやと思うかもしれません」



住民運動も展開中

とは原告代理人のひとり、石本伸晃弁護士。むろん、読み進めるうちに法律用語も増えてきて、最終的には難しい訴状となるのだが。「物語的部分は補足的に最後に書かれることが多いのですが、一般の方にも興味を持って貰えるようにこうした形にしました」

通称・シモキタ。小田急線と京王井の頭線が交差する下北沢駅周辺を言う。若者の街であり、ファッション、小演劇の街として紹介されることが多く、狭い路地に小さな店がぎめく街。

このシモキタの再開発事業が10月18日、東京都に認可されたのだ。小田急線の地下化にともない幅26mの都道、駅前ロータリーの整備などが予定され、生活と文化を育み、地域の心となる安全で住み良い賑わいの街を目指すという。

「広い土地もなく、狭い路

地だからこそ、大手資本も参入してこないし、個別商店が寄り集まる、独特の街が出来上がったんです。道路が出来れば、街は分断され、高層ビルも建てられるようになる。テナントは家賃も上がって、店をたたまざるを得ない。そうなったら他の街と同じで、シモキタの魅力はなくなりません」

とは、この街で32年になるジャズバー、レディー・ジエーンの大木雄高氏。

冒頭の訴状はこの再開発を阻止せんがためのものだ。「そもそも昭和21年に決定された戦後復興計画が紆余曲折して甦ったものです。しかし、今回の計画は都市計画とは名ばかり。昭和44年に運輸省と建設省との間で結ばれた協定を利用し、事業に道路特定財源を投下させるために鉄道と不要の道を立体交差させる、巨大な公共事業でしかないのです」(前出の石本弁護士)

被告となった石原都政にとって五輪誘致より長期戦になりそう。第1回口頭弁論は11月20日。

↑ 週刊新潮 11月2日号

### 下北沢駅地区の 計画案意見募集

# 世田谷区賛成「ひな型」

## 審議会会長「中立性疑う」

下北沢駅周辺の再開発問題で、世田谷区が駅周辺の地区計画案について区民から意見募集した際、提出用紙に「私は地区計画に賛成です」と印刷した紙を配布していたことが、十八日の都市計画審議会に明らかになった。世田谷区側は「賛成派の住民から」用紙の書き方が分からないと相談を受けたので応じたが、区側は「賛成派の住民から」用紙の書き方が分からないと相談を受けたので応じたが、同審議会の東郷尚武会長は「公務員の中立性が疑われる行為」と苦言を呈し、区の不手際が浮き彫りにされた。(浅田晃弘)

「シモキタ」再開発

## 怒号のなか採決

### 反対派「街を壊さないで」

「強行採決だ」「街を壊さないで」。東京・

下北沢地区の地区計画が決定された世田谷区都市計画審議会(東郷尚武会長)は十八日、傍聴に訪れた反対住民らの怒号が包むなか、採決が行われる異様な事態となった。反対派は事業阻止に向け、さらに運動を活発化させる構えを見せた。

#### (○面参照)

採決の瞬間、大声を上げて傍聴席から立ち上がり、職員に制止されていた「Save the 下北沢」代表の下平憲治さん(四四)は「論理が成り立っていない側が、数で抑え込んだ」と憤った。同会では一万八千人の反対署名を集めて対案を作成。行政と専門家、市民による「ラウンドテーブル」の設置も呼びかけて

いた。「本当の意味で(街づくりに)中心になつていいる声が、け飛ばされた」と声を荒らげた。また、生まれた時から下北沢で暮らしているという金子賢三さん(四三)は「計画は下北沢の魅力を根底から破壊する。町歩きを棄しめるのがまじな」に、ロータリーをつくって車を入れてしまつて、高層再開発が行われることで街の形態が大きく変わる」と落胆していた。

その上で「来春の区長選で、候補者を立てたい。工事が始まる前に、市民が街づくりにまっとうな意見を言えるよう成。行政と専門家、市民による「ラウンドテーブル」の設置も呼びかけてる考えを示した。

↑ 東京新聞10月19日

同区は都市計画法に基づき手続として、九月十五・十九日の間、住民から意見書を募集した。約千通の意見が寄せられ、六割が反対、四割が賛成。その賛成の意見書の多くが、区が作成した「ひな型」を用いたものだった。

地域に出席したその「ひな型」には、意見書に記入する賛成理由を例示した文書まで添付されていた。

区側は「町会の代表者から相談され、メモとして作つたら、それが出回った。(一人一人に)配つたのではない」と釈明し、謝罪はしなかった。

意見書の書式は自由で、区は「ひな型」でなくても区は受け付けている。

審議会終了後、東郷会長は取材に対して「(ひな型を作るのなら)賛成・反対の両案を示すのが筋だろう。今後十分注意してほしい」と話した。

東京新聞  
10月19日→